南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付要綱

制 定 令和6年4月25日 南政第68号(区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、区内各地に植えられた桜、住宅街に残された谷戸の自然、歴史的建造物などの、自然・文化的魅力の高い地域資源を良好な状態で維持し、広く区民に親しんでもらうことで、区民の地域に対する愛着向上につなげるため、地域の活動団体による魅力資源の維持管理及び近隣住民の興味・関心の醸成に関する活動を支援する、南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11 月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるところによる。 (補助対象者)

- 第3条 この要綱における補助金を申請する者は、次のすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 区民を中心に構成された団体又は区を中心に活動する団体であること。
 - (2) 規則、会則等の定めがあり、団体としての意思決定がなされていること。
 - (3) 団体への加入や主催事業への参加が全区民に開かれていること。
- 2 前項の規定に関わらず、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、「排除条例」という。)第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの。
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。 (補助対象事業)
- 第4条 この要綱における補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 横浜市南区内で行う活動
 - (2) 定期的な清掃、草刈り、パトロール、樹木の育成状態の確認等、魅力資源の維持管理又は見守りに関する活動
 - (3) ウォークツアーや鑑賞会等、体験イベントを通じた魅力資源の普及活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。
 - (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (2) 会員相互の親睦や交流のみが目的となる事業
 - (3) 政治活動や宗教活動を目的とした事業

- (4) 公序良俗に反する等、補助の対象として適当でないと認められる事業
- (5) 同一年度に、同一事業で、他の補助金を受けている、若しくは受ける見込みのある 事業
- (6) 区外で行う事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接係る経費とし、団体の運営 に係る経費、親睦的な食糧費、他団体への会費等、補助対象事業に係らない経費は対象 外とする。

(補助金額)

- 第6条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内かつ1団体あたり3万円を限度とする。 (補助対象期間)
- 第7条 補助期間は単年度とし、補助対象事業を継続して実施するときは、3か年を限度とする。

(補助金交付の申請)

- 第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、区長が別に定める期日までに申請書を提出しなければならない。
- 2 前項の申請書は、南区地域の魅力資源を守り伝える補助金交付申請書(第1号様式)を 用いなければならない。
- 3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 南区地域の魅力資源を守り伝える補助金補助対象事業に係る事業計画書(第2号様式)
 - (2) 南区地域の魅力資源を守り伝える補助金補助対象事業に係る事業収支予算書(第3 号様式)
 - (3) 南区地域の魅力資源を守り伝える補助金団体概要書(第4号様式)
 - (4) 規約、定款その他これらに類する書類
 - (5) 役員・会員名簿
 - (6) その他区長が必要と認める書類

(補助金交付の決定通知)

- 第9条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と 認めるときは、交付決定通知を南区地域の魅力資源を守り伝える補助金交付決定通知書 (第5号様式)により行うものとする。
- 2 前条の申請について交付しない旨の決定通知は、南区地域の魅力資源を守り伝える補助金補助金不交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(事業計画の変更)

- 第10条 前条の交付決定通知を受けた者が、交付決定通知を受けた後に、事業計画の申請 事項を変更する場合は、速やかに、南区地域の魅力資源を守り伝える補助金事業計画変 更申請書(第7号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更 の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。
- 2 区長は、事業計画の変更を認めた場合は、南区地域の魅力資源を守り伝える補助金事

業計画変更承認通知書(第8号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 第8条の申請を取り下げる場合は、速やかに南区地域の魅力資源を守り伝える補助金交付申請取下届出書(第9号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 補助金交付申請の取下げの期限は、申請者が交付決定の通知を受けた日から起算して 10日後の日とする。

(実績報告)

- 第12条 申請者は第9条1項の規定による南区地域の魅力資源を守り伝える補助金交付決 定通知又は第10条2項の規定による南区地域の魅力資源を守り伝える補助金事業計画変 更承認通知を受けて行う事業が完了した時は、南区地域の魅力資源を守り伝える補助金 実績報告書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により区長へ報告する書類には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 南区地域の魅力資源を守り伝える補助金事業報告書(第11号様式)
 - (2) 南区地域の魅力資源を守り伝える補助金収支決算書(第12号様式)
- 3 申請者は、第1項に定める実績報告書については、事業の完了の日から起算して2か 月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期 日までに、区長に提出するものとする。
- 4 補助金規則第14条第4項の規定により実績報告書への添付を省略させることができる 書類は、同規 則第14条第1項第3号及び同条第3項第3号の書類とする。

(補助金額の確定通知)

第13条 区長は前条の1項により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、 適正であると認めたときは、補助金額確定の通知を南区地域の魅力資源を守り伝える補助金額確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

- 第14条 前条の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、南区地域の魅力資源を守り伝える補助金交付請求書(第14号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は適正な補助金請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消)
- 第15条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
 - (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、南区地域の魅力資源を守り伝える補助金交付決定取消通知書(第 15 号様式)により申請者に通知する。

(補助金の返還)

第16条 区長は、前条の規定に基づき取り消した場合は、補助金の全部若しくは一部について、南区地域の魅力資源を守り伝える補助金返還請求書(第16号様式)により申請者に通

知するものとする。

(関係書類の保存期間)

- 第17条 補助金規則第26条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は5年とする。 (書類の閲覧)
- 第18条 補助事業者等及び区長は、第8条第2項及び第3項、第9条第1項及び第2項、 第10条第1項及び第2項、第12条第1項及び第2項に掲げる書類又はその写しを、横浜 市市民協働条例(平成24年6月横浜市条例第34号)(以下「協働条例」という。)第7 条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 前項の閲覧を行う場所及び時間は、次の表のとおりとする。

	補助事業者	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住 所、その他補助事業者が指定する場所	南区役所区政推進課
閲覧時間	補助事業者が指定する時間 南区役所区政推進課の事務取扱時間	
閲覧期間	補助金の交付を受けた日から2年間とする。ただし、協働条例第12条第1項及び第2項に掲げる書類又はその写しにあっては当該書類を提出した日から2年間とする。	

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。
- 2 区長は、必要に応じ申請者が、第3条2項のいずれに該当するか否かを神奈川県警察本 部長に対して確認を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までにこの要綱に基づき交付を受けた補助金については、この要綱の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

(申請先) 横浜市南区長

申請者 団体名 所在地

(ふりがな)

代表者職・氏名

生年月日

性別

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付申請書

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則 (平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則 139 号)及び南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付要綱を遵守します。

1	中前爭業名			

2 交付申請額

H ST T W A

\mathbf{Y}		
T	•	

<要綱第3条1項、第3条2項に関する確認>

- □ 宗教活動、政治活動、選挙活動、法令等に反する活動を行っていません。
- □ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条に該当しません。

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することに同意します。

添付書類

- (1) 南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金に係る事業計画書(第2号様式)
- (2) 南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金に係る事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金団体概要書(第4号様式)
- (4) 規約、定款その他これらに類する書類
- (5)役員・会員名簿
- (6) その他区長が必要と認める書類

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金補助対象事業に係る事業計画書

事業名	
事業の目的	
事業内容	

	月	内容
事業スケジュール		
事業の必要性 地域のどのような魅 力資源を守り伝える 活動ですか?		
事業の実現性 事業を実施するうえ で、必要な体制や人 材は揃っています か?		
事業の手法 事業の実施方法、実施するうえでの工夫 やアイデアはありま すか?		
事業の継続性 次年度以降、どのように事業を展開して いきますか?		

団体名

	える活動補助金補助対象事業に係る収支予算	云える活動補助	力資源を守り伝え	南区地域の魅っ
--	----------------------	---------	----------	---------

1	収力	人額	円
2	支出	出額	円
3	差	引	円

4 内訳

(1) 収入 (単位:円)

項目	予算額	説明
南区地域の魅力資源を守り伝		交付決定通知書の補助金額
える活動補助金		
合計		

(2) 支出 (単位:円)

項目	予算額	説明
合計		

(注意)

- 1 3の差引には収支額から支出額を減じた額を記入してください。
- 2 説明欄には積算、内訳や具体的な内容等を記入してください。

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金団体概要書

団 体 名	
	氏名:
(L) = = =	〒 -
代 表 者	TEL:
	F A X :
	Eメール:
	氏名:
団体連絡先	住 所 :
*代表者と同じ場合	TEL:
省略可	F A X :
	Eメール:
書類等送付先	*いずれかを選択してください。複数回答不可。 □代表者 □ 団体連絡先
設立年月日	年 月
活動年数	年 か月 *申請時点
会 員 数	人
会費	日期 日年額 日本額 日本額 円 (入会金 円)
設立目的・経緯	
主な活動場所	
今までの主な実績	
ほかに補助金を 受けた、又は現 在受けている実 績	

南政第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名

様

横浜市南区長

钔

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金について、次の 条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

¥ . —

3 交付時期

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付請求書(第 14 号様式)により、適正な請求を受けた日から 30 日以内に交付します。

2 交付条件

- (1) この補助金は、申請以外での使用、又は流用はできません。
- (2) 申請内容に変更が生じたときは速やかに連絡し、南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付決定通知書(第7号様式)を提出してください。
- (3) 事業終了後、南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金要綱に沿って速やかに南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金事業実績報告書(第10号様式)関係書類を提出してください。
- (4) 補助金の使途について、必要と認めた場合は、申請者に対して必要な指示を行い、報告を求め、調査を行うことがあります。
- (5) この条件、南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金要綱、その他法令及び公序良俗に違反したとき、又は虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部を返還していただく場合があります。
- (6) この書類は、補助金の受領が完了するまでは保存しなければなりません。
- (7) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則及び南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付要綱の定めに従ってください。

担当 南区区政推進課

電話

第6号様式(第9条第2項)

南政第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名

様

横浜市南区長

印

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金については、 交付しないことを決定しましたので、通知します。

不交付の理由

担当 南区区政推進課

電話

(申請先) 横浜市南区長

> 申請者 団体名 所在地 代表者職・氏名

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金事業計画変更申請書

年 月 日付南政第 号により交付決定通知のありました南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金に係る事業計画について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変	変更の内容	
(1)	変更前の補助金額	円
(2)	変更後の補助金額	円
(3)	差額	円
(4)	実施内容の変更占	

- 2 変更時期
- 3 変更の理由

南政第			号
	年	月	日

団体名

代表者氏名

様

横浜市南区長

钔

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金事業計画変更承認通知書

年 月 日に申請のありました南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金に係る事業計画の変更について、次のとおり承認したので通知します。

1	変更の内	1 グベ
	グラ サリノハ	12

P	頁前の補助金額	(1)
P	更後の補助金額	(2)
P	額	(3)

(4) 実施内容の変更点

2 備考

その他の交付条件等については交付決定通知書 (年月日南政第号)のとおりです。

担当 南区区政推進課

電話 FAX

(申請先) 横浜市南区長

> 申請者 団体名 所在地 代表者職・氏名

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付申請取下届出書

年 月 日南政第 号により交付決定通知のありました南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金に係る交付申請について、次のとおり取り下げたいので申請します。

- 1 取下げの内容
- 2 取下げの理由

(報告先) 横浜市南区長

> 申請者 団体名 所在地 代表者職・氏名

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金実績報告書

年 月 日付南政第 号により補助金の交付決定通知のありました南区地域の魅力資源 を守り伝える活動補助金に係る補助事業等について、次のとおり報告します。

4	7-1-1-V	~ +1.	/一 <i>八</i> 一人士
	補助金	(人) 英田(2)	(一'主); ;
	THI D/1 777 (ノノエハコ	

(1)	補助金交付沒	央定額	
(2)	補助金執	行 額	
(3)	差	額	P.

1 添付書類

- (1) 南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金事業報告書(第11号様式)
- (2) 南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金収支決算書(第12号様式)

(注意)

1 1 (3) の差額は補助金交付額から補助金執行額を減じた額を記入してください。

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金事業報告書

活動内容 (細助平業等の成 果、活動の時制や回 数、参知者数等を記 載してください)	実施期間	年	月	目から	年	月	日まで
	活動内容 (補助事業等の成 果、活動の時期や回 数、参加者数等を記	年	月	日から	年	月	日まで

団体名

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金補助対象事業に係る収支済	決管	夬	Ţ.	Ţ.	L	L	Ĺ			1	1	1	1		1					. ′	. ′	. ′	•	Ĺ	Ĺ	L					L	_ ′		. ′	. ′	. ′				Ľ	Ĺ	Ĺ	ı	ı	L	Ĺ	Ţ	Ļ	Ļ	ţ	4	ï	•	•	ī	5	₹	=	İ	Į	1	ľ	I		'n	Z	7	ì		Š	Ā	X	(}	1		Z	li	1	Ē	Ĕ	붗	글	Ė	1	Ē	₫	1	Ī	ţ	Ŕ	身	1	ŀ	4	χ.	Ż	1	t	ł	F	Î	Ħ	Ħ	٨Ī	7	٠.	Ė	4	4	1	J	Ħ	I	Ē	ľ	Æ	衤	7	ij	İ	Ē	أ	7	Ę	1	7	ï	ÿ	7		•	Ś	Z	Z	ž	į				7	Ž	ź	,		-	÷
----------------------------------	----	---	----	----	---	---	---	--	--	---	---	---	---	--	---	--	--	--	--	-----	-----	-----	---	---	---	---	--	--	--	--	---	-----	--	-----	-----	-----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	----	---	---	---	--	---	---	---	-----	---	--	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	--	--	--	---	---	---	---	--	---	---

1	収入	人額	円
2	支出	出額	円
3	差	引	円

4 内訳

(1) 収入 (単位:円)

項目	予算額	決算額	説明
南区地域の魅力資源を			交付決定通知書の補
守り伝える活動補助金			助金額
合計			

(2) 支出 (単位:円)

項目	予算額	決算額	説明
合計			

(注意)

- 1 3の差引には収支額から支出額を減じた額を記入してください。
- 2 説明欄には積算、内訳や具体的な内容等を記入してください。

南政第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名

様

横浜市南区長

钔

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金について、 次のとおり補助金額を確定したので通知します。

1 補助金確定額

¥			
Ŧ			

2 交付時期

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付請求書(第 14 号様式)により、適正な請求を受けた日から 30 日以内に交付します。

担当 南区区政推進課

電話

横浜市南区長

請求者 団体名 所在地 代表者職・氏名

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付請求書

年 月 日南政第 号により交付決定通知のありました南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 ¥	_		
Т	<u> </u>		
(振込先)			
フリガナ			
口座名義			
金融機関		銀 行信用金庫信用組合 農業協同組合	支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)			
南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金を上記口座にお振り込みください。			
代表者氏名:	:	卸	

※本補助金の交付決定通知書の写しを添付し、かつ、代表者氏名と口座名義が異ならない場合には、 請求者の押印は省略することができます。 第 15 号様式 (第 15 条第 2 項)

南政第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名

様

横浜市南区長

印

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金交付決定取消通知書

1 取消の理由

担当 南区区政推進課

電話

南政第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名

様

横浜市南区長

南区地域の魅力資源を守り伝える活動補助金返還請求書

年 月 日南政第 号において交付決定の取消を通知しました、南区地域の魅力資源を 守り伝える活動補助金については、次のとおり返還を命じます。

- 1 返還金額
- 2 返還期限
- 3 返還請求の理由

担当 南区区政推進課

電話 FAX